

平成31年度「耕作放棄地対策事業」の要望調査について

「耕作放棄地対策事業」は耕作放棄地を借りて再生し営農する場合にその再生工事費等を補助する制度です。平成31年度中に事業の活用を希望する農業者の要望調査を行います。

裏面の希望連絡票を提出いただいた方を申請の対象者と致しますので、希望される方は必ず下記方法で手続きくださいますようお願い申し上げます。

昨年までのような総事業費が200万円未満、以上に関係なくご提出下さい。

【対象者】 認定農業者、認定新規就農者、認定就農者

【条件】 (対象農地の確定が必須です)

- ① 農地の貸し借りは中間管理事業による10年以上の使用貸借（賃料0円）とすること。
- ② 申請者の営農地の隣接地または営農エリア内（※）の耕作放棄地であること
※営農地が複数ある道路や水路などで区切られる区域（営農地は所有地、利用権設定済地に限る）

【補助率、上限（見込）】

交付対象	交付額	但し、予算の範囲内 総事業費の上限
①再生費（伐採草刈・抜根・耕起・整地） 土壌改良費（肥料・堆肥の投入）を含む	経費の全額	①～④までの合計額が 200万円未満/件（税込）
②土壌改良費（肥料・堆肥の投入）2年目	25,000円/10a（定額）	
③営農定着費（農薬・種苗の播種・定植）	25,000円/10a（定額）	
④廃棄物処分費	経費の1/2	

※ビニールハウスの購入・補修は対象外

提出方法及び締切

・裏面の希望連絡票を郵送又は窓口持参により提出 締切 平成31年2月15日（金）17時まで

提出先及び問い合わせ先

・〒430-8652 浜松市中区元城町103-2
浜松市役所農地利用課 農地集積グループ TEL457-2836

※持参の場合は下記窓口での受付でも可

農地利用課 北部農地利用グループ（北区役所3階）TEL523-3106

農地利用課 浜北農地利用グループ（浜北区役所3階（なゆた・浜北））TEL585-1118

今後のスケジュールについて

- ・後日見積書を提出していただきます。
- ・希望連絡票を提出いただいた方には、予算状況が確定次第お知らせします。（平成31年6月末予定）

【注意事項】

- ① 希望連絡票は、全体の要望量を把握するためのものであり、採択を確定するものではありません。
- ② 国等の制度見直しの可能性があるため、申し込み条件や補助メニュー等が変更になる可能性があります。

※今後の予算状況によっては、補助制度そのものの廃止の可能性もあることをご了承下さい。

平成31年度耕作放棄地対策事業 希望連絡票

平成31年2月15日（金） 17時必着（FAX不可）

氏 名	印			
住 所	〒 浜松市 区			
連絡先	自宅 携帯 FAX			
再生利用したい耕作放棄地 （筆ごとに記入）※必須 ※8筆以上の場合は別紙添付可	区	町	地番	面積（㎡）
	合計			
予定作物				
① 再生工事の実施意向	有	・	無	
② 土壌改良の実施意向 （肥料・堆肥等の投入）	有	・	無	
③ 営農定着の実施意向 （種苗の播種・定植）	有	・	無	
④ 廃棄物処分の実施意向	有	・	無	

※①～④については、後日見積書の提出をしていただきます。